

岐阜県公報

第二千五百四十七号
平成二十六年五月二十日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 三三二
(同) 三三一

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
登録販売者試験の実施
指定管理者の変更の届出に関する公示
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 三三三
(業務水道課) 三三二
(商工政策課) 三三三
(西濃農林事務所) 三三四
(同) 三三四

告 示

岐阜県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百五十六号	加茂郡白川町白山字保桂 口二五七四番四地先から 同郡同町同字西ケ 牧二五九三番一地先まで	前 後	五・二 一・六 二・七 三・四	三三・七 三三・七	

岐阜県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	板白鳥線 取鳥線	郡上市白鳥町大島字柳原一六 九番一地从先から 同市同町同字同一六 六番一地从先まで	九〇〇	平成 二六・五・三〇	平成 二六・五・三〇 平成 二五・三・三〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年四月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
- 三 代表者の氏名 橋本 浩一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市田島町三丁目二十番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地震・津波・洪水等による緊急災害時、

被災地へ救急物資、及び人員の搬送等の支援活動を実施すること、又、当該活動を円滑に推進するために、ヘリコプターの安全運航に係る情報の共有、航空知識と操縦技術の充実を促進し、ヘリコプターの社会的地位向上のための研修・講習会を開催することによって、技術向上と全国支援体制の育成を図り、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の四第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 試験の日時 平成二十六年九月三日(水)午後零時三十分から午後五時十五分まで
- 二 試験の場所 大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学
- 三 試験科目
 - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 出願書類
 - 1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)
 - 2 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。)

3 受験資格を有することを証する書類

なお、受験願書等の書類は、県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）及び岐阜県健康福祉部業務水道課で、平成二十六年六月二日（月）から配布します。

5 受験資格

薬事法施行規則第百五十九条の五第二項各号に規定する薬学の課程を修了した者又は実務経験等の条件を満たす者

6 受験手数料

一万五千元に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。

7 願書受付期間

平成二十六年六月二十七日（金）から七月十一日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

8 願書受付場所

1 県立保健所

2 岐阜県健康福祉部業務水道課

9 受験票の送付

受験者に対して、平成二十六年八月二十九日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を送付します。

10 合格発表

平成二十六年十月十七日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲載するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/yakuji/yakkyoku-hamba/>

11 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十六年十月十七日（金）から十一月十七日（月）まで（ただし、土曜日、

日曜日及び祝日を除く。）午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十六年十月十七日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

12 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 一一一内線二五七六）

岐阜保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話 五八 二二三 七二六八）

西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一内線二六八）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二三 一一一内線二六二）

関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三 四 一一一内線三五七）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一内線三五二）

中濃保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一内線三五六）

東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 一一 一一一内線三五九）

恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一内線二五六）

飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三 一一一内線三三二）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五一 三一一内線三五三）

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）第九条第五項の規定により、岐阜産業会館の指定管理者である一般財団法人岐阜産業会館から変更の届出があつたので、同条例第十五条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあつた事項
 団体の代表者の氏名
 (変更前) 藤澤 滋人
 (変更後) 浅井 文彦
 二 変更年月日
 平成二十六年四月一日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西輪中土地改良区	平成二六・五・三三	理事	伊藤 吉次	海津市南濃町太田 三三八番地
		同	木村 徳仁	同 五二四番地
		同	水谷 正明	海津市南濃町吉田 二二二番地
		同	松田 範子	同 二五七番地
		同	田中 義仁	海津市南濃町松山 二二八番地
		同	伊藤 喜與	同 二二三番地
		同	瀬古 邦彦	海津市南濃町境 二六一九番地
		同	水谷 稔	同 一四二番地
		監事	渡邊 和義	海津市南濃町吉田 一五七七番地
		同	松永 武	海津市南濃町松山 一七七五番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西輪中土地改良区	平成二六・五・三三	理事	伊藤 吉次	海津市南濃町太田 三三八番地
		同	木村 徳仁	同 五二四番地
		同	水谷 正明	海津市南濃町吉田 二二二番地
		同	松田 範子	同 二五七番地
		同	田中 義仁	海津市南濃町松山 二二八番地
		同	伊藤 喜與	同 二二三番地
		同	瀬古 邦彦	海津市南濃町境 二六一九番地
		同	水谷 稔	同 一四二番地
		監事	渡邊 和義	海津市南濃町吉田 一五七七番地
		同	松永 武	海津市南濃町松山 一七七五番地

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西輪中土地改良区	平成二六・四・一	理事	伊藤 吉次	海津市南濃町太田 三三八番地
		同	鈴木 直人	同 二〇三番地
		同	渡邊 昇	海津市南濃町吉田 一五〇七番地
		同	伊藤 豊	同 二五一番地
		同	服部 太美男	海津市南濃町松山 一八四三番地
		同	田中 義仁	同 二二八番地
		同	伊藤 喜與	同 二二三番地
		同	水谷 稔	海津市南濃町境 一四二〇番地
		監事	瀬古 邦彦	同 二六一九番地
		同	伊藤 清司	海津市南濃町吉田 一五八六番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町石畑土地改良区	平成二六・五・八